【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月5日

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 中 田 誠 司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 平 井 鉄 心

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 平井 鉄 心

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年2月22日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、特定子会社の異動に関する臨時報告書を提出いたしましたが、この度、特定子会社の異動日が確定すると共に、一部に訂正すべき事項が生じましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、当該臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 2【報告内容】
- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
- (3) 当該異動の理由及びその年月日

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

2【報告内容】

(訂正前)

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の 議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前 196,226 個(うち間接所有分 128,905個) 異動後 196,226 個(うち間接所有分 128,905個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前39.89 %(うち間接所有分 26.21%)異動後40.55 %(うち間接所有分 26.64%)

本報告書の提出日現在における本投資法人の発行済投資口数は491,877口であり、本投資法人が本自己投資口取得により2021年2月24日以降に取得を予定する投資口数の上限である8,000口が全て取得されることを前提としております。

なお、本投資法人の投資口価格水準や投資口の流動性、市場動向等によっては、取得口数の上限である 8,000口の一部又は全部の取得が行われない場合があります。また、本自己投資口取得の状況により、当社が 本投資口取得(最大600口)を行うため上記と異なる数値となる場合があります。

(訂正後)

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前 196,226 個 (うち間接所有分 128,905個)

異動後 196,226 個 (うち間接所有分 128,905個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前39.89 %(うち間接所有分 26.21%)異動後40.02 %(うち間接所有分 26.29%)

本報告書の提出日現在における本投資法人の発行済投資口数は491,877口であり、本投資法人が本自己投資口取得により2021年2月24日以降2021年3月4日までに取得した自己投資口数(1,497口)を基に算定しております。

(訂正前)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の関連会社である本投資法人は本自己投資口取得により、本投資法人の投資口につき、8,000口を上限として市場から取得することを決定<u>いたしました。また、当社は、本自己投資口取得の状況により、2021年3月</u>末までに本投資口取得を行う場合があります。

これらにより、発行済投資口数(自己投資口を除きます。)に対する当社及び当社子会社である株式会社大和インベストメント・マネジメントの合算の議決権比率が40%以上となる見込みとなり、かつ、当社と本投資法人との経営上の関係等を踏まえ、本投資法人は、当社の子会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第27号に定める意味をいいます。)に該当する見込みとなりました。

また、本投資法人の出資総額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、本投資法人は当社の特定子会社に該当する見込みです。

異動の年月日

2021年3月(予定)

(訂正後)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の関連会社である本投資法人は本自己投資口取得により、本投資法人の投資口につき、8,000口を上限として市場から取得することを決定し、同決定に基づき自己投資口取得を行いました。

これにより、2021年3月4日までに発行済投資口数(自己投資口を除きます。)に対する当社及び当社子会社である株式会社大和インベストメント・マネジメントの合算の議決権比率が40%以上となり、かつ、当社と本投資法人との経営上の関係等を踏まえ、本投資法人は、当社の子会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第27号に定める意味をいいます。)に該当することになりました。

また、本投資法人の出資総額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、本投資法人は当社の特定子会社に該当します。

異動の年月日

2021年3月8日

以 上